静岡県療育手帳交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

静岡県知事 川 勝 平 太

## 静岡県規則第18号

静岡県療育手帳交付規則の一部を改正する規則

静岡県療育手帳交付規則(平成12年静岡県規則第89号)の一部を次のように改正する。 様式第1号中「性別」を削る。

様式第2号中

Γ	性 別		男・女			J	を						
Γ	個人番号					J	に改	(める	5.				
₹ ſ	<b></b>												
							性別			男・女			
			年 月		目								を
Γ													]
													に
	年 月	Ħ	個人番号										
Γ													J
							性	生別			男•	女	
							彩	売柄					を

ſ Γ										
_										
							続柄			に改める。
□ 梢	表式第7号中	1						1		
Γ										
							性別	男・女	Ţ	を
							l			
										に改める。
	式第9号及	び様式第10	0号中							
	年	月 日		性	別		男・女			を
Γ_										
			年	Ē.	月	日				に改める。
桪	表式第11号中	1							ا	
Γ		1			Γ				1	
	生年月日	性別	障	害		生年月日	障	害		
		男・女	Α•	В	を		A	• B	にす	女める。

## 附則

- 1 この規則は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県療育手帳交付規則(以下「旧規則」という。)の様式により交付 し、提出し、又は作成されている療育手帳等は、改正後の静岡県療育手帳交付規則の相当する様式により 交付し、提出し、又は作成された療育手帳等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。